

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合
代表者：理事長 金沢 致吉
所在地：東京都文京区後楽二丁目 3 番 10 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業
種 類：高層建築物の設置
- 3 対象事業の位置
東京都文京区後楽二丁目

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【生物・生態系】

計画地周辺には小石川後樂園が存在しており、計画地からの離隔距離を踏まえた小石川後樂園の植物・植生に影響を及ぼすおそれについて、客観的に示されていないことから、必要に応じて、予測・評価の項目として生物・生態系の選定を検討すること。

【景観】

小石川後樂園からの眺望景観の予測・評価にあたっては、園路上の複数地点からの視認性を調査し、回遊景観全体に対する影響について予測・評価を行うこと。また、調査時期には冬期の落葉期を含めること。

【史跡・文化財】

計画地内及びその周辺は、埋蔵文化財包蔵地として登録されており、「後楽一・二丁目遺跡」が包蔵されている可能性が高いこと、また、史跡江戸城外堀跡に隣接すること、周辺に中世の遺跡が多く見つかっていることから、調査にあたっては、隣接する西及び東地区の開発時の状況や、周辺での埋蔵文化財発掘調査報告書等の既存資料を精査するとともに、関係教育委員会等と早期に協議を行った上で、それらの調査結果に基づいた予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

計画地には、石綿含有建材が使用されている建物が存在する可能性があることに留意し、事前調査において、石綿及び石綿含有建材の使用が確認された場合には、その使用状況について明らかにしたうえで予測事項とし、保管方法及び運搬方法についても記載すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。